

国会法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。</p> <p>② 衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。 一 一十二 [略]</p> <p>十三 削除</p> <p>十四 一十七 [略]</p> <p>③ 参議院の常任委員会は、次のとおりとする。 一 一十一 [略]</p> <p>十二 削除</p> <p>十三 一十七 [略]</p>	<p>第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む。）、請願等を審査する。</p> <p>② 衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。 一 一十二 [略]</p> <p>十三 <u>国家基本政策委員会</u></p> <p>十四 一十七 [略]</p> <p>③ 参議院の常任委員会は、次のとおりとする。 一 一十一 [略]</p> <p>十二 <u>国家基本政策委員会</u></p> <p>十三 一十七 [略]</p>